

# あらくさ

編集責任者：歌房 哲也

〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷11584

生活介護事業所 あらくさ

TEL 0847-67-3410 FAX 0847-67-3439

E-mail [arakusa@f2.dion.ne.jp](mailto:arakusa@f2.dion.ne.jp)

〒729-4101 広島県三次市甲奴町本郷1215-1

就労継続支援B型事業所 夢工房ねむの木

TEL 0847-67-5051 FAX 0847-67-2080

E-mail [arakusa-nemunoki@r3.dion.ne.jp](mailto:arakusa-nemunoki@r3.dion.ne.jp)

ふらっと相談支援事業所

TEL 0847-67-5052 FAX 0847-67-2080

E-mail [arakusa-flat@r7.dion.ne.jp](mailto:arakusa-flat@r7.dion.ne.jp)

あらくさホームページ <http://www.pionet.ne.jp/~arakusa>



## 新年 おめでとうございます



社会福祉法人あらくさ  
理事長  
寺田 朱美

新型コロナウイルス禍も、ついに収束とならぬまま、今年で4年目に入ります。

働き方やイベントのあり方、人との付き合い、学び方など、生活スタイルが大きく変わり、マスク生活にもすっかり慣れてしまいました。地域の皆様におかれましてはどのような新年をお迎えでしょうか。あらくさでもついに昨年9月には、利用者や職員も多くが感染し、1週間全館閉所という事態となりました。今は元通りの生活に戻ることができましたが、まだまだこの波はおさまるところにもありません。

目を転じれば、昨年は世界を驚かす恐怖で震撼させたロシアのウクライナ侵攻の影響による燃料や穀物の不足、物価の高騰、不安、7月の参院選の最中におきた元首相への襲撃事件、特定の団体と政治家の癒着、年末には「専守防衛」を揺るがす巨額軍事費の増強や増税方針など目を疑うばかりの事件、出来事が続きました。

そのような中、あらくさでは、利用者の増加に伴う新施設建設にやっと着手できました。残念ながら公的補助金の対象にはなりませんでしたが、また、建設資材の高騰により、当初の設計通りにはなりませんでしたが、利用者の方がゆとりとできる広さは確保できていると思います。去る11月20日には関係者で建設工事の安全祈願祭を執り行うことができました。今年の7月末には竣工予定です。それまで近隣の方々にはご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、どうか協力をお願いいたします。そして開所の折には地域の皆様にもぜひご覧いただきたく思っております。

今年にはあらくさの作業所開所から5周年、社会福祉法人あらくさ設立25周年に当たる年です。改めて、今日まで長年の関係者の皆様の「ご支援や、地域の皆様からの温かいご支援、眼差しがあったからこそ、心からお礼を申し上げます。何分引続き「コロナ禍のため、たくさんの方々においでいただく記念イベント」の開催は叶いませんが、別の形で感謝の思いを受け取っていただければ幸いです。

今年の冬はここが寒いようです。地域の皆様には、どうかお体に気を付けて、お元気を取って一年をすごしてください。

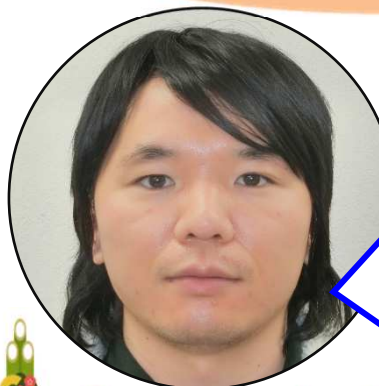




# きらい

～新しい職員を紹介します～

～新しい仲間を紹介します～



岡村龍貴さん  
(夢工房ねむの木)  
レストランに来られる  
お客さんが、『きれいに  
盛り付けがしてあって、  
美味しかった』と喜んで  
帰ってもらえるように、  
頑張りたいです。



竹田由美子さん  
(りんどう班)  
仲間みなさんと楽しく  
作業や活動を頑張りたい  
です。よろしくお願いします。



## 障害がある人が安心して投票するには

### ○家族・利用者の話を聞き、学習会開催！

以前の選挙の際に、利用者が家族の付き添いがあっても投票できず、諦めて帰ったことがあると伺いました。地域活動支援センターふらっとの活動で利用者に選挙について話をすると、実際に選挙に行ったことがない利用者が多くおられました。そこで、三次市選挙管理委員会にご協力を得ながら、選挙についての学習会を開催しました。学習会では、模擬選挙を通じて投票までの流れを経験をすることができたとともに、様々な問題も発見できました。

### ○学習会で出された問題点

- 選挙活動の時に、立候補をされている人が言われていることを理解することが難しい。障害のある人向けの演説会がないのは残念。
- 難しい言葉が多く分かりにくいので、わかりやすく説明してほしい。漢字にルビがふっていないので、読むことが難しい。
- 一人で投票所に行くことが難しい。
- 初めての場所になるとすごく緊張して、中に入ることが難しい。
- 迷惑をかけてしまうのではないかと思い、投票所にいくことをためらう。
- 投票用紙に何を書いたら良いのか分かりにくい。



### ○三次市選挙管理委員会の方より・・・

- 投票所には原則一人ですべて入っていただきます。ただし、介助が必要な場合は、付添いの方が一緒に入れます。この場合は、投票用紙に記入するときには、手元が見えないよう背を向けておくなどの配慮が必要です。
- 文字を書くことが難しい方には、投票所の職員が代筆をすることが可能です。
- 車椅子を使用している人や視覚に障害がある人などには、段差の移動を手伝えるので、気軽に声をかけてください。

\*詳しくは三次市選挙管理委員会までお問い合わせください。

### ○学習会を通じて・・・

この度の学習会を通じて、障害のある人が選挙権を行使しようとする時には、様々な課題があることがわかりました。そして、選挙管理委員会の方と一緒に学習会を行う事で、障害のある人の思いを知っていただける良き機会になりました。

選挙を通じて、政治や政策に対して大切な一票を投じて意思を表すことは、障害の有無に関わらず、自分たちの生活をより良くするためには必要なことだと思います。

障害のある人の声や実態を多くの人に知っていただき、誰もが選挙権を行使できるように働きかける必要があると感じました。

(担当：藤原)



模擬投票をする利用者

# 子どもを産みたかった…優生保護法違憲裁判

## ○旧優生保護法とは

日本には27年前まで、障害のある人やハンセン病の人に対して、強制不妊手術を行える法律がありました。この法律は旧優生保護法といい、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とし、人工妊娠中絶・強制不妊手術（優生手術）・受胎調節・優生結婚相談等がおこなえる事が定められていました。戦後すぐの時代に人口抑制の必要性和優生思想が結びついて、議員立法により全会一致で成立しました。性暴力などにより望まない妊娠を強いられた女性を人工妊娠中絶した時に墮胎罪から守る目的もありましたが、障害のある人の遺伝子を後世に残さないという目的が大きいものでした。この法律が施行されていた1948年から1996年の48年間に、障害のある男女合わせて、約2万5千人が強制不妊手術をされました。人口妊娠中絶手術をされた人も含めると約8万5千人（旧厚生労働省調べ）もの方が被害を受けています。

## ○「妻にも言えなかった。64年間苦しかった。」（原告の言葉より）

旧優生保護法違憲裁判は、2018年に仙台地方裁判所への提訴で始まりました。その後、全国の9地裁・支部へと訴訟は広がりました。被害者が裁判を起こしたことにより、国は2019年に救済法を成立させましたが、補償を受けるためには被害の自己申告が必要で、期限も救済法の成立から5年とされており、2022年7月時点で1,006人しか申請がありません。救済法では、世間の目を気にして手術の記憶を心の奥にしまって誰にも話したことがないという人や、手術当時に9歳や10歳の人もいたという記録もあり、自己申告制度では被害を受けられた方全員の救済には程遠いといえます。また、国が作った法律により人権侵害を48年間も続けた経緯の説明が不十分であることや、被害を受けた人の人権の救済が十分でないとの声が上がっています。

救済法の内容に納得できない原告は現在も裁判を続けており、すべて違憲の判決が出ていますが、除斥期間が過ぎていることを理由に敗訴が続いていました。しかし、昨年3月に大阪高等裁判所の判決では、「本件のような重大な人権侵害が行われた事案に、形式的に20年という除斥期間を当てはめることは、著しく正義と公平に反する」と原告の全面勝訴の判決が出ました。続いて同月の東京高等裁判所でも原告の全面勝利の判決がでましたが、国は判決を不服として上告しています。

## ○障害者への差別を合法化した旧優生保護法と未だ残る優生思想

優生保護法は、「障害のある人＝劣る人だから、権利を阻害（差別）されても仕方がない」という考えを一般社会に広め、定着させてしまいました。1996年に優生保護法がなくなっても、未だ社会の中には障害がある人は劣る・社会のお荷物という考えは残っており、障害者を標的とした事件や差別が後を絶ちません。優生思想では、特定の能力や生産性によって人々の命の価値が測られ、優劣をつけられます。病気や怪我、老化によって生産性がなくなった途端に「価値のない人」とされ、差別や人権侵害の対象になってしまうのではないのでしょうか。

私たちは、憲法で保証された人権が守られ、障害のある人もない人も自分らしく生きられる社会になるよう努力するとともに、国は、障害のある人が差別されず誰もが尊重される社会になるように努めなければいけません。

# きょうされん第46次国会請願署名のご協力をお願いします！！

## ☆請願項目の主な内容（要約）☆

- ① 国は責任を持って旧優生保護法問題の全面解決を図り、優生思想をなくすことに力を尽くしてください。  
優生思想を根底にした旧優生保護法により、人権を奪う行為が合法化され多くの障害のある人に対して、不妊手術や中絶などを強制的に行ってきました。さらに、神奈川県相模原市で起きた障害者殺傷事件では、優生思想を持った犯人によって、尊い命が奪われました。  
優生思想が、様々な差別や人権侵害を生み出す大きな要因になっているのだと言えます。障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせる社会となることを私たちは強く願っています。

## ② 障害者総合支援法を、障害のある人が安心して働き、生活できる制度にしてください。

障害者総合支援法には、生きていく為に必要な福祉サービスも利益とみなし、障害のある人に費用負担を求める仕組み（応益負担制度）が残されたままになっています。そして65歳になったら、介護保険制度を優先して利用することが定められています。今まで使っていた障害福祉サービスを変更することは、生活にも大きく影響することになります。障害があっても、自分の望む生活を送り続けることができるような制度となるように、改善を求めます。

## ☆誰もが暮らしやすい社会をめざし、署名にご協力をお願いします☆

障害のある人が暮らしやすい社会は、誰にとっても暮らしやすい社会になります。差別や偏見を無くするとともに、障害の有無に関わらず、誰もが安心して自分の望む生活を送れることをめざし、署名にご協力をお願いします。（担当：秋山）



# いただきました

(2022年8月1日~2023年1月31日まで)

**金一封のご寄付** 平森美紀様 道々清子様 高杉美津江様 渡部哲也様 渡部順介様 福岡フサ子様  
あらくさ友の会様 匿名様

**野菜・食品・物品等のご寄付** (順不同)

松本商店様 貞谷保貴様 大竹ヒロエ様 瀬川洋介様 高橋信子様 川上五男様 竹重秀子様 水越美智子様  
田邊朝子様 掛本啓吾様 竹尾恒実様 松尾商店様 三輪是嗣様 池アツ子様 長川一明様 中田誠様 福本愛子様  
宇賀みちくさの里様 棚多武司様 中西直江様 梶谷真由美様 角英樹様 川辺啓司様 西本賢治様 水田恵子様  
藤原靖栄様 渡部順介様 中垣博子様 落畑さとみ様 竹下とよか様 (順不同)

**ボランティア** 大前みどり様



いただいた食材は給食等に使用させていただきました。この他にも、アルミ缶・紙等の資源回収にご協力いただきました。ありがとうございました。記載もれがありましたら、どうかお許してください。



## 油木高校の生徒さんと新製品の開発をしました！



広島県立油木高等学校の生徒さんの発案から、神石高原町産のお茶を使った新しいお菓子を開発しました。お茶の風味がしっかりと味わえるぼうろクッキーです。

**ゆきぼーる  
(20個入)  
580円**



油木高等学校の生徒さんとの販売会をしました

昨年の11月19日には、神石高原町のさんわ182ステーションで、「ゆきぼーる」のお披露目販売会を行いました。ご好評をいただき、あっという間に完売しました。

現在、さんわ182ステーション・光信寺の湯ゆっくらで販売しています。お立ち寄りの際は是非お求めくださいませ。

**絶賛販売中！！**



## 新施設建設が始まりました

社会福祉法人あらくさでは、利用者の増加による作業場所の確保と、さらなる工賃向上を目指した取り組みのために新施設の建設をおこないます。昨年の12月20日には、安全祈願祭を執り行いました。何かとご迷惑をお掛け致しますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。



## リサイクル事業の中止について



新施設建設工事に伴い、リサイクル事業を中止させていただきます。今まであらくさにご協力いただきありがとうございました。今後のリサイクル事業の再開は未定です。(担当：岡田)